

2023年9月4日(送信枚数は本紙を含めて4枚)

関係各位
(サッカーご担当者殿)

(一社)関西サッカー協会
関西学生サッカー連盟
(株)京都パープルサンガ
(株)ガンバ大阪
(株)セレッソ大阪
楽天ヴィッセル神戸(株)

関西ステップアップリーグについて

関西地域の次世代を担う U-23 年代の強化・育成を目的に 2010 年にスタートした「関西ステップアップリーグ」は 2020 年 2 月 16 日の試合(関西学生選抜-京都サンガ F.C.)開催後、コロナ禍の影響で休止しておりました。

2023 年 4 月 27 日に J4 クラブと関西学生選抜で話し合いの場を持ち、目的を再確認し、今シーズンから開催可能な試合を行うことになりました。

大会名称に込めた、さらなる飛躍を臨み、レベルの高い試合を展開していきたいと存じます。

初戦が以下の通り決定しましたのでご案内いたします。報道関係各位におかれましては関西ステップアップリーグにもご注目いただけますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

■大会名称:関西ステップアップリーグ(英語表記は Kansai Step-Up League、略称は SUL もしくは SL)

■主 催:一般社団法人関西サッカー協会

■主 管:関西学生サッカー連盟、(株)京都パープルサンガ、(株)、(株)ガンバ大阪、
セレッソ大阪、楽天ヴィッセル神戸(株)

■目的

・関西 J クラブ・関西学生選抜で試合を行うことにより、関西地域の次世代を担う U-23 年代の強化・育成を図ることを最大の目的とする。

・継続的な公式試合の機会を提供し、次世代を担う選手成長の場を確保する。

・学生選抜を参加させることにより、学生選手の技術および経験値向上を図り、プロクラブと学生選手・スタッフとの連携をより密にし、関西地域のサッカー競技レベルの底上げを図る。

*今シーズンは、京都サンガ F.C.、セレッソ大阪、ヴィッセル神戸、関西学生選抜で開催
(ガンバ大阪はスケジュールの都合により今シーズンは参画いたしません。)

*シーズンスタート時期を鑑み、12 月 10 日までの日程で開催可能な試合を実施する予定

■開幕戦: 2023 年 9 月 24 日(日)11:00kick off ヴィッセル神戸 vs 関西学生選抜@いぶきの森球技場

【2023 関西ステップアップリーグ組織体制】

運営委員長 幸田 将和(ヴィッセル神戸)／運営副委員長 朴 成基(関西学生選抜)

広報担当 伊藤 渉(ヴィッセル神戸)

大会事務局 関西学生サッカー連盟事務局 [担当 森岡 久美子] TEL 06-6268-6400

大会情報 URL <http://www.jufa-kansai.jp/select2/outline.html>

※本大会の取材等の対応は、原則ホームチームの広報担当に事前に申込み、問い合わせを行ってください。

なお、Jリーグクラブ所属選手への取材は、Jリーグ公式戦の取材規約に沿って行ってください。

関西学生選抜選手への取材に関しては関西学生サッカー連盟事務局へお問い合わせください。

関西ステップアップリーグ 実施要項（抜粋）

本運営要項は、関西ステップアップリーグ（以下「本大会」という）実施に関し定めるものであり、本大会の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1条 [目的]

関西Jクラブ・関西学生選抜で試合を行うことにより、関西地域の次世代を担うU-23年代の強化・育成を図ることを最大の目的とする。

- ・継続的な公式試合の機会を提供し、次世代を担う選手成長の場を確保する。
- ・学生選抜を参加させることにより、学生選手の技術および経験値向上を図り、プロクラブと学生選手・スタッフとの連携をより密にし、関西地域のサッカー競技レベルの底上げを図る。

第2条 [競技場]

- 1) 競技場は原則として次の条件を満たすものでなければならない。

①ピッチは天然芝であること
但し、Jクラブ以外の対戦の場合はこの限りでは無い

②縦長105m、横幅68mであること

③ゴールポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）であること

- 2) フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのあるものは一切放置もしくは設置してはならない。

- 3) 降雪または降雨等、悪天候の場合該当クラブの協議により人工芝ピッチの試合を実施することができる。

第3条 [参加資格]

本大会出場資格チームは（公財）日本サッカー協会に登録されている単独のチームとする。

但し、関西学生選抜は関西学生サッカー連盟に登録されているチームから選出された選手で構成されたチームとする。

試合開催時には監督者の帯同を必須とする。但し、指導者養成の育成の観点からトップチームの監督に限らず、アシスタントコーチ等でも可。

また、関西学生選抜については試合ごとに監督者を決定する。

第4条 [選手の出場資格]

- 1) 参加する選手は、（公財）日本サッカー協会への選手登録（以下「登録」という）済みの選手に限る。
- 2) Jクラブのアカデミー所属選手には出場資格が与えられる。
- 3) JFA強化指定選手には出場資格が与えられる。
- 4) 本大会に参加している4つのJクラブに所属していない選手が、Jクラブ（サンガ、ガンバ、セレッソもしくはヴィッセル）のいずれかから要請があり、当該選手および所属チームが合意した場合、その要請をしたJクラブの選手として、本大会に限り、その都度出場資格が与えられる。
なお、これらの選手も総称して「特別登録選手」と呼ぶこととする。
「特別登録選手」としての出場資格取得に関しては、要請をするJクラブの運営委員が、原則として、対象試合開始時間の24時間前までに大会事務局および対戦チームに書面（Eメールも可）にて通知し、対戦チームの運営委員の承諾を得るものとする。
但し、特別登録選手は1試合につき常時出場5名以内とする。

第5条 [試合のエントリー選手およびスタッフの人数]

- 1) 各試合にエントリーすることができる選手の人数は、1チーム20名以内とする。
- 2) 各試合にエントリーすることができるチームスタッフの人数は、1チーム10名以内とする。

第6条 [外国籍選手]

試合にエントリーすることができる外国籍選手の1チーム当たりの上限はJ1:5名、J2・3:4名とする。
但し、以下に定める国の国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として外国籍選手ではないものとみなす。

タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア

第7条 [大会方式]

2回戦総当りリーグ戦・ホーム＆アウェイ方式

第8条 [試合方式]

1) 規則

競技規則は、現行の国際サッカー連盟（FIFA）および（公財）日本サッカー協会制定の規則に従う。

2) 時間

試合時間は90分とし、延長戦並びにペナルティキック方式は行わない。

ハーフタイムは原則として前半終了時刻から15分間を確保するものとし、前半終了時刻の15分後を後半のキックオフ時刻（主審が指定した時刻）とする。

3) 交代

交代は、予め登録した最大9名の交代要員の中から9名までの交代が認められる（交代回数の制限は設けない）。

4) 退場

試合中、主審により退場を命じられた選手およびチームスタッフは、本大会中の次の1試合に出場またはベンチ入りすることができない。その後の処置に関しては大会規律委員会及び、関西サッカー協会規律委員会に於いて決定する。

5) 警告

大会を通じて主審より警告を2回受けた選手およびチームスタッフは、本大会中の次の1試合に出場またはベンチ入りすることができない。

第9条 [懲罰権]

本大会は、公益財団法人日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、本大会規律委員会を設置し、本大会における懲罰事案については一般社団法人関西サッカー協会から懲罰権の委任を受けた本大会規律・フェアプレー委員会が懲罰を科すものとする。

懲罰規程上の同一競技会は本大会のみのため、当該年度の本大会終了時点での退場による未消化の出場停止処分は次年度の本大会に持ち越す。

第15条 [日程]

本大会は、別に定める日程に従い開催される。

但し、開催期間は原則として2月からJリーグ最終節終了日の1週間後までとする。

第16条 [試合の日時または場所の変更]

試合日、キックオフ時刻、場所等の変更は、当該チーム同士の協議により変更できるものとする。

その場合、ホームチームは変更しようとする開催日の5日前までに事務局に申請すること。

但し、天災等やむを得ない事情がある場合はその限りではない。

第17条 [試合の中止および中断の決定]

- 1) 試合の中止は、主審がホームチームの責任者と協議のうえ決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、当該チームの責任者が協議のうえ決定する。
- 2) 主審が試合の中止を決定した場合、ホームチームは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第18条 [ユニフォーム]

Jクラブは原則としてJリーグ公式ユニフォームを着用のこと。

但し、ホームカラー、アウェイカラーの別についてはホームチームの責任者と協議の上で決定される。

また、止むを得ない事情により公式ユニフォームが準備できない場合は、練習着の使用も認める（但し、背番号は明確に記載されていること）。

関西学生選抜については本大会用公式ユニフォームを着用のこと。

第 19 条 [運営責任]

- 1) 試合の運営にあたっては、ホームチームの代表者が一切の責任を負う。
但し、止むを得ない事情により、アウェイ開催しか困難な場合は、試合会場をアウェイとしながらホーム扱いの運営を認める。この場合も、運営についてはホームチームが一切の責任を負う。
- 2) 試合球手配は、ホームチームの責任において行うものとする。

第 22 条 [開催不能または中止となった試合の記録]

開催不能または中止となった試合の出場および得点は記録されない。但し、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

制定：2010 年（平成 22 年）2 月 25 日
2010 年（平成 22 年）8 月 2 日一部改定
2012 年（平成 24 年）1 月 27 日一部改定
2014 年（平成 26 年）3 月 5 日一部改定
2015 年（平成 27 年）1 月 15 日一部改定
2016 年（平成 28 年）12 月 20 日一部改定
2019 年（平成 31 年）1 月 16 日一部改定
2020 年（令和 2 年）1 月 14 日一部改定
2023 年（令和 5 年）4 月 27 日一部改定
*8 月 7 日一部改訂